

令和2年8月6日開催

第 21 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第21回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月6日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町コミュニティーセンター

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	欠

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
再任用職員	石	丸	修司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年8月6日招集、第21回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は10番金森会長が体調不良のため欠席です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが会長が欠席ですので、野表職務代理が議長を務めます。よろしくお願いいたします。</p>
職務代理	挨拶
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、3番中村委員、4番西村委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案第1号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、農業経営安定のため近隣の相続者所有の農地を譲り受けるものです。</p> <p>なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に事務局より議案第1号2番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号2番を議案書をもとに説明】</p>
事務局	<p>順位2番ですが、経営移譲のため近隣の相続者所有の農地の贈与を受けるものです。</p> <p>なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
9番	<p>議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号2番について、これを許可することに異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することと決定します。
議長	次に事務局より議案第1号3番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号3番を議案書をもとに説明】
事務局	順位3番ですが、みついし和牛の肥育のため申請農地を賃貸借するものです。 借主は貸主とは叔父、甥の関係にあたる方で、借主は浦河で営農しており、以前から申請地で牛の肥育をしており、今回賃貸借を結ぶものです。浦河での営農証明により確認をしております。 なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号3番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定します。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に、議案第3号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。 【議案第3号1番を議案書をもとに説明】

議長 順位1番ですが、周囲は宅地化されている農振区域外の農地であります。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、周囲が宅地化されており、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。
【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

議長 順位2番ですが、周囲が住宅や物置などが相当前から建っている農振区域内の農地ではありますが、今後作付けする見込みがないことから、この度地目変更し処分するため証明願いが出されました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 ここで事務局より、2件の追加議案の申請がありましたので、これを順位3番、4番とし許可します。事務局、順位3番の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日配布した順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。
【議案第3号3番を議案書をもとに説明】

議長 順位3番ですが、周囲が住宅が数件連なって建っている農振区域外の農地ではありますが、今後作付けする見込みがないことから、この度地目変更し処分するため証明願いが出されました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、宅地化が進んでいる場所であり、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第3号4番を議案書をもとに説明】

議長 順位4番ですが、周囲が住宅に囲まれてた孤立した農振区域外の農地であります、この度ここを地目変更整理し処分するため証明願いが出されました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第21回総会を閉会いたします。
(終了時刻 午前10時23分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和2年8月6日(議事録調整日 令和2年12月22日)

新ひだか町農業委員会会長 ㊟

議事録署名委員 ㊟

議事録署名委員 ㊟



—

—

—

—

—